退職・休職したかたがいたら（一括徴収）……

1　退職・休職後の税額（未徴収税額）について、退職金や給与からまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。

2　令和７年６月から令和７年12月までに退職した場合は、本人の申出により一括徴収することができます。

3　**令和８年１月から令和８年４月までに退職した場合は、本人の申出とは関係なく一括徴収することが地方税法において義務づけられています。**

※　退職の場合、「給与・賞与支払額」、「社会保険料控除額」欄にもご記入ください(来年度の課税資料となります。)。

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

一記入例一

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

	未申	普徴	他課	通納	資道	メモ	入力	確認
7年度								
8年度								

（宛先）秋田市長　令和 7 年 12 月 3 日

給与（特別徴収義務者）支払者
名称：秋田市工業　株式会社
所在地：〒 010 － 8560　秋田市山王一丁目１番１号

特別徴収義務者指定番号：79999999
法人番号又は個人番号：8888888888888
係：経理
氏名：秋田　花子
電話：（018）863 － 2222

給与所得者
フリガナ：アキタ　タロウ
氏名：秋田　太郎　旧姓
生年月日：□大正 ☑昭和 □平成 50 年 8 月 1 日
個人番号：9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
住所（給与の支払を受けなくなった後の）：秋田市上町三丁目３番３号

(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
円 12,000	6 月分から 11 月分まで 円 6,000	円 6,000	令和 7 年 11 月 30 日	☑ 退職等（休職含） □ 死亡 □ 転勤	□ 特別徴収継続 ☑ 一括徴収（残額を退職者から全額徴収して納入する） □ 普通徴収（残額を退職者本人が納入する）

一括徴収について

一括徴収する理由
☑ 異動が１２月３１日までの期間で本人より申出があったため（11 月 17 日 申出）
□ 異動が１月１日以降で特別徴収継続の希望がないため

一括徴収しない理由
□ 支払われる給与もしくは退職手当等が未徴収税額より少ないため
□ その他（　　）

一括徴収した税額 6,000 円は 11 月分で 12 月 10 日に納入します

給与・賞与支払額	1,135,427 円
社会保険料控除額	102,621 円

退職日が属する年の１月１日からの金額を記入してください。

死亡退職された場合　相続人　氏名　続柄　電話（　）－　生年月日 □大正 □昭和 □平成　年　月　日　住所

新しい勤務先（転勤先）で特別徴収を継続する場合、必ず記入してください。

右記転勤先へ　月割額　円を　月分から徴収するよう連絡済です。

給与（特別徴収義務者）支払者
フリガナ
名称
所在地　〒 －
電話（　）－
給与所得者受給者番号

特別徴収義務者指定番号 □有 □無
法人番号又は個人番号

資料番号

※太枠のみご記入ください

退職・休職したかたがいたら（普通徴収）……

1　令和７年６月から令和７年12月までに退職・休職し、一括徴収の申出がない場合、特別徴収できなくなった税額（未徴収税額)は普通徴収という方法で本人に納付していただきます。

　普通徴収の納期は６月、８月、10月、１月の４回となります。なお、各月末日が日曜、祝日のときはその翌日、土曜のときは翌々日が納期限となります。

　そのため、退職の時期により１～４回に分けて納付していただくことになりますので、退職されるかたにもあらかじめご説明ください。

2　右の例では、(ウ)未徴収税額6,000円を１月納期の１回で納付していただくことになります。

3　令和８年１月から令和８年４月までの退職・休職で一括徴収できない場合は、その理由をご記入ください。

※　退職の場合、「給与・賞与支払額」、「社会保険料控除額」欄にもご記入ください(来年度の課税資料となります。)。

切り取らないで、A4用紙にコピーしてご利用ください。

一記入例一

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

	未申	普徴	他課	通納	資道	メモ	入力	確認
7年度								
8年度								

（宛先）秋田市長　令和 7 年 12 月 3 日

給与（特別徴収義務者）支払者
名称：秋田市工業　株式会社
所在地：〒 010 － 8560　秋田市山王一丁目１番１号

特別徴収義務者指定番号：79999999
法人番号又は個人番号：8888888888888
係：経理
氏名：秋田　花子
電話：（018）863 － 2222

給与所得者
フリガナ：アキタ　タロウ
氏名：秋田　太郎　旧姓
生年月日：□大正 ☑昭和 □平成 50 年 8 月 1 日
個人番号：9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
住所（給与の支払を受けなくなった後の）：秋田市上町三丁目３番３号

(ア)特別徴収税額(年税額)	(イ)徴収済額	(ウ)未徴収税額(ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
円 12,000	6 月分から 11 月分まで 円 6,000	円 6,000	令和 7 年 11 月 30 日	☑ 退職等（休職含） □ 死亡 □ 転勤	□ 特別徴収継続 □ 一括徴収（残額を退職者から全額徴収して納入する） ☑ 普通徴収（残額を退職者本人が納入する）

一括徴収について

一括徴収する理由
□ 異動が１２月３１日までの期間で本人より申出があったため（　月　日 申出）
□ 異動が１月１日以降で特別徴収継続の希望がないため

一括徴収しない理由
□ 支払われる給与もしくは退職手当等が未徴収税額より少ないため
□ その他（　　）

一括徴収した税額　円は　月分で　月　日に納入します

給与・賞与支払額	1,135,427 円
社会保険料控除額	102,621 円

退職日が属する年の１月１日からの金額を記入してください。

死亡退職された場合　相続人　氏名　続柄　電話（　）－　生年月日 □大正 □昭和 □平成　年　月　日　住所

新しい勤務先（転勤先）で特別徴収を継続する場合、必ず記入してください。

右記転勤先へ　月割額　円を　月分から徴収するよう連絡済です。

給与（特別徴収義務者）支払者
フリガナ
名称
所在地　〒 －
電話（　）－
給与所得者受給者番号

特別徴収義務者指定番号 □有 □無
法人番号又は個人番号

資料番号

※太枠のみご記入ください